

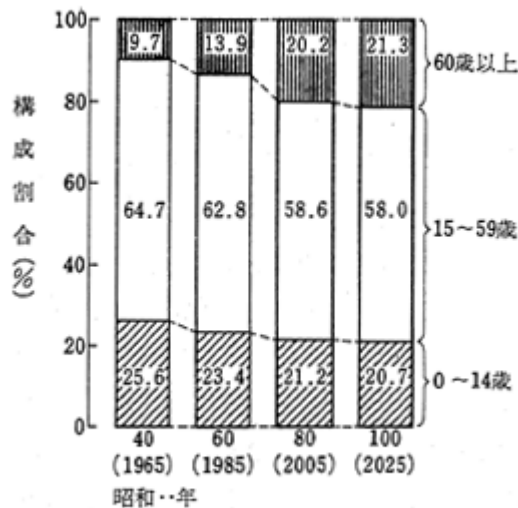
各論

第4編 社会福祉の増進
 第1章 児童と家庭の福祉
 第1節 概説

少産少死型の我が国の人口構造(第4-1-1図参照)から、将来、より以上重い社会的扶養責任を課せられることとなる現代の児童が、十分にその資質を伸ばし、能力を高めることができるように、児童に未来を託す一足先の世代は、共同して児童の健全な成長の条件を整える責務がある。我が国の児童福祉は、22年に制定された児童福祉法を中心として、児童扶養手当法(36年)、母子福祉法(39年)、特別児童扶養手当法(39年)、母子保健法(40年)、児童手当法(46年)等の法令の整備、これとあまった種々の予算上の措置等により、心身に障害を有する児童をはじめ、何らかの保護、援護を要する児童に対する施策と、児童一般について、健康に産み、育て、要保護状態に陥らないようにするための施策とを中心に進められている。ところで、近年の経済、社会の変動は、児童をとりまく環境にも大きな影を与えている。

第4-1-1図 総人口に占める児童人口(0~14歳)の割合の推移

第4-1-1図 総人口に占める児童人口(0~14歳)の割合の推移



資料：厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来推計人口(44年)」

まず、児童の家庭環境についてみると、世帯規模の縮小、核家族化の進行は、家庭の機能そのものにも変化を与えており、なかには、家庭の果たすべき本来的機能であると考えられるしつけというような養育機能が低下している事例もみられる。また、家庭の外に目を向けると、交通事故の増加や、各種の公害の発生、自然環境の破壊、マスコミ等による情報のはらん等、児童をとりまく環境の問題はむしろ増大している。

以上のような種々の問題点をふまえ、今後、強力かつ多様に児童に対する福祉施策を展開する必要がある。母子保健は、児童の健全育成の基盤をなすが、その基本指標たる妊産婦死亡率及び周産期死亡率は、年々改善されているとはいえ、欧米諸国と比較して、なお高率となっている。このため、48年度においては、全妊婦について2回、全乳児については1回の健康診査を無料で行い、妊産婦死亡率等の改善、心身障害児等の発生防止に努めることとしている。

また、未熟児、障害児、小児結核など特別の医療を必要とする疾病や、小児がんなどいわゆる難病に属する疾病については、47、48年度に、治療費の公費負担の大幅な拡充が図られている。

生活様式の変化、婦人労働の変化等に伴い、保育需要は増大する一方であり、また、その内容は多様化しつつある。これに対しては、年次計画を策定して、保育所の計画的な増設に努めるとともに、小規模保育所の設置、乳児保育等の対策を講じている。

要保護児童の中心をなすのは心身障害児であるが、心身障害児の数は、精神薄弱児14万1,700人(46年10月1日実態調査)、身体障害児9万3,800人(45年10月1日実態調査)である。これらの児童に対しては、在宅対策、施設対策の両面から対策が講じられているが、特に、46年度を初年度とする施設整備5か年計画によって、施設入所を必要とする重度の心身障害児の全員入所が目標とされるとともに、在宅対策の面では、精神薄弱児・者に対する福祉施策のかなめになるものとして、48年度から療育手帳の制度が設けられることとなっている。

ところで、47年は、児童福祉法が22年に制定されて以来25年目に当たり、前述のように、その間における社会経済情勢の変動には著しいものがある。この時期にあたり、47年10月27日、厚生大臣から中央児童福祉審議会に対し、今後における児童及び精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策について諮問がなされ、児童福祉施策全般について目下鋭意検討が進められている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健及び小児医療

母子保健は、母性の尊重と保護を基盤として、乳幼児の健康の保持、増進及び児童の健全な育成を基本理念とするもので、児童福祉、公衆衛生の根幹をなすものであり、次代の社会を担う人材確保の基盤でもある重要な行政の分野である。

23年に児童福祉法が施行されて以来、母子保健行政は年々その内容が充実され、特に、40年に母子保健法が制定されてからは、母と子を通じて一貫した体系のもとで施策が進められてきた。それらの結果、母子保健の指標である妊産婦死亡率、周産期死亡率、乳児死亡率等は年々低下し、特に乳児死亡率は世界で最低率国の一つとなるまでになったのである。しかしながら、有害物質による生活環境の汚染人口の都市集中、核家族化の進行等母子をとりまく環境の変化や、母性意識の喪失、性の混乱、生活価値観の変化等社会道德の変化に伴い、妊娠、出産、育児等母子保健の基本的分野において、従来の対策でカバーできない分野を生じ、母子保健行政としては新たな局面を迎えている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健及び小児医療

1 対策の現状

(1) 健康診査

母子保健法の規定に基づく妊娠の届出により行政的には握された妊婦に母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦とその乳幼児に対して、保健所で健康診査を実施している。更に、44年度からは、妊婦について2回、公費により医療機関に委託して一般健康診査が行われており、48年度からは、所得に関係なく、すべての妊婦が医療機関で受診できるように制度の充実を図ったのである。また、乳児についても、48年度から1回の一般健康診査を医療機関に委託して公費で行うことになった。

一般健康診査の結果、必要な者に対しては、精密健康診査を医療機関に委託して行い、妊婦、乳児の健康管理の徹底に努めている。

3歳児は、精神発達の遅れの発見が可能であり、同時に、乳児期、1～2歳児期で発見されなかった身体障害もこの時期に発見され、また、これらの心身障害に対する早期治療や教育訓練を行うにも極めて重要な時期である。そのため、この時期に3歳児健康診査を全国の保健所で実施してきているが、44年度からは児童相談所を中心として3歳児精神発達精密健診、48年度からは尿検査、視聴覚検査を加えて、その充実を図っている。

(2) 保健指導

健康診査の結果、必要な妊産婦乳幼児に対して訪問指導を行い、生活の場に即した保健指導を行っている。このほか、保健所、母子健康センター等で母親学級、育児学級等を開き、妊娠中の健康、出産の準備、育児指導、家族計画等について集団教育を行っている。

未熟児、新生児に対しては訪問指導を行っており、特に乳児期の保健指導の徹底を図っている。

健康診査をより有益なものにするためには、保健指導と一体となった事業でなければならないし、最近の社会変動に対応した保健指導を進めるためにも、医療機関をはじめ、関係の諸機関との有機的連携を更に進め、保健指導の充実を図っていく必要がある。

(3) 母子栄養強化対策

妊婦における妊娠中毒症、貧血、出血の原因の一つに栄養欠陥があり、また、乳児の健全な発育を促進する基礎も栄養のバランスをとることにある。これらの対策として、低所得階層に牛乳を1日1本(200cc)支給し、

母子の栄養強化を図っている。48年度からはその対象を拡大し、その充実強化を行った。

(4) 母子保健思想の普及

欧米諸国に比して、分べん周辺期の死亡、すなわち妊産婦死亡及び後期死産が高率であることから、妊婦健康管理とあわせて、施設内分べん、母子保健体操の普及等安全分べん対策を進めている。これらの各対策をより有効に進めるために、母子保健推進員による周知徹底を行ってきているが、推進員の研修と住民の自主的な地域組織活動の育成を48年度から実施し、母子保健思想の普及を図っている。

(5) 医療対策

ア 未熟児

未熟児は病気にかかりやすく、また死亡する割合も高いので、十分な医療を行う必要があり、養育医療を給付し、疾病を予防し、健全な発育を促している。

イ 先天性代謝異常等

フェニールケトン尿症、ウイルソン病、先天性クレチン症、先天性無ガンマグロブリン血症は、適切な医療を施さず放置すると、精神薄弱等になるおそれがあり、心身障害児の発生予防のために43年度から乳幼児を対象に養育医療の給付を行っているが、48年度からは、シスチン尿症、ホモシスチン尿症、楓糖尿症、ガラクトース血症を対象疾患に加えてその強化を図っている。また、44年度からは血友病に対しても同様の医療の給付を行ってきている。

ウ

先天性疾患、心疾患及び腎不全等

そのまま放置すればかなりの障害を残すとみられる肢体不自由や先天異常等で、手術等の治療によって比較的短期間に障害の除去あるいは軽減のできる見込みのある者に対して、育成医療の給付を行ってきた。43年には、先天性心疾患と食道閉鎖、鎖肛等の新生児外科対象疾患、47年度からは後天性心疾患及び腎不全を加え、48年度には対象数を増やすなどその充実努めている。

エ 小児がん

小児がんは、死亡率が高く、かつ治療費も極めて高額となるため、46年度より入院治療費の保険給付の自己負担分を公費で負担し、治療の促進を図っている。

オ 結核、ネフローゼ及びぜんそく

結核の児童に対しては、治療と教育をあわせて行う必要があることから、療育の給付が行われてきた。47年度からは、慢性腎炎、ネフローゼ及びぜんそくにり患し、養護学校等に就学している児童に対して治療の促進を図るため医療費の援助を行ってきたが、これらの慢性疾患については、療養が長期にわたり、家計における医療費の負担も極めて大きくなっているため、48年度からは、慢性腎炎、ネフローゼ及びぜんそくで入院しているすべての児童を対象に医療費の保険給付の自己負担分を公費で負担し、治療の促進を図ることとした。

カ 妊娠中毒症等

妊婦の妊娠中毒症、糖尿病は、妊婦の健康を損なうのみでなく、胎児にも影響を与え、心身障害児発生原因の一つとなっている。これに対して従来から医療援護が行われているところであるが、今後、妊婦の健康管理、心身障害児発生予防のために、一層その充実が望まれている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健及び小児医療

2 母子保健の現状と今後の課題

(1) 母子保健の現状

具体的な統計数字によって以上の対策による母子保健の現状を示すと、次のとおりである。

ア 妊産婦死亡

妊産婦死亡率(出生1万対)は47年に4.0となって、22年の16.8と比べると約4分の1に減少している。しかしながら、欧米諸国と比較すると、戦前はむしろ低かった我が国が、現在は逆に約2倍の高率となっている。その死亡の原因についてみると、妊娠中毒症、出血が多く、欧米諸国と比較してもこの二つの原因によるものが著しく高率となっている。また、妊産婦死亡率は国内でも地域差が大きく、地理的、社会的条件の差によるものと考えられる。

イ 周産期死亡

周産期死亡は、後期死産(妊娠第8月以後の死産)と早期新生児死亡(生後7日未満死亡)であるが、その率(出生1000対)は年々低下して、47年には19.1になっている。諸外国と比較すると北欧諸国よりやや高く、他の欧米諸国とは同じ程度であるが、後期死産率が著しく高率となっているのが特徴である。また、国内における地域差が大きいことは妊産婦死亡の場合と同様である。

周産期は、母体の状態、分娩の経過によっては、心身障害の発生をもたらすだけでなく、障害がおきると胎児、新生児の死亡をきたすという危険な時期であり、周産期死亡の減少とともに、この時期に発生する障害の予防が重要な問題となる。

ウ 乳幼児死亡

(ア) 新生児死亡と乳児死亡

新生児死亡率、乳児死亡率ともに年々低下し、47年にはそれぞれ、7.8、11.7といずれも最低となっている。乳児死亡のうち新生児死亡の占める割合をみると、47年には66.5%で、年々増加の傾向にあるが、これは乳児の感染症による死亡が減少している反面、新生児では、未熟児、難産等による損傷無酸素症、低酸素症等が多い

ため、これらの対策が今後の問題となる。

(イ) 幼児死亡

幼児死亡率も乳児と同じように順調に低下してきたが、欧米諸国に比べると、1～4歳では高く、5～14歳ではほぼ同じ程度となっている。その原因をみると、不慮の事故、悪性新生物、肺炎及び気管支炎等が多く、欧米諸国と比べると1～4歳の不慮の事故による死亡が多いことが目だっている。医療対策と同時に幼児の生活環境改善策の推進が望まれる。

(2) 今後の課題

従来から母子一貫した対策を推進してきたが、今後は、家族計画を中心とした母子の健康教育の徹底、家庭及び地域を対象とした保健活動と医療対策の有機的連携の強化、これらの施策を推進するための施設整備と関係要員の養成確保等の対策が課題とされている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 児童の健全育成

1 地域における児童の健全育成

(1) 地域児玉福祉の現状

児童の健全育成を図るためには、家庭の健全化はもちろん、地域社会においても、生活環境の浄化等児童の育成環境上の整備が必要である。特に児童の生活は、その大半が遊びであり、遊びの経験は、将来の人間形成にとって重要な役割を有するものである。

しかし、近年における都市化の現象は、農山漁村にまでも進展し、児童のための自然の遊び場を不足させ、特に都市部においては、その確保が困難となっている。それは、児童の体力、活動力の培養、事故防止等の視点からみて看過できない問題である。また、近隣における児童養育に関する相互扶助の活動が低調であり、地域において、すべての児童を連带的に愛護する体制の確立が必要である。

(2) 児童厚生施設等

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設で、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園がある。

ア 児童館

児童館には、集会室、遊戯室、図書室等があり、児童厚生員によって集団的、個別的に遊びの指導が計画的に行われているほか、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の拠点となっており、地域によっては、必要に応じて要保育幼児や共稼ぎ、出稼ぎ等による留守家庭学童の継続的な保護育成指導も行っている。

児童館の設置については、38年度から設置費及び運営費に対し国庫補助を行い、その設置普及を図ってきたところであるが、48年3月末現在の設置数は、公立1,748か所、私立125か所計1,873か所となっている。

イ 児童遊園

児童遊園は、都市公園法による児童公園の補完的役割を持つものであり、主として幼児及び小学校低学年学童を利用の対象としている。

児童遊園の設置については、33年度から39年度まで遊具等の設備費について国庫補助を行ってきたが、40年

度からは標準的児童遊園の設備、運営等に関する一定の基準を定め、これに該当する公立の児童遊園の遊具等設備費に対し国民年金特別融資の措置をとり、その設置促進を図っているところである。

児童福祉法に基づく児童遊園の設置数は、48年3月末現在、公立2,861か所・私立44か所、計2,905か所となっている。その他、幼児等が手近に利用できる小規模な遊び場(いわゆる「ちびっ子広場」)の設置が、地方公共団体等によって進められているが、その数は48年3月末現在約3万1,800か所となっている。

ウ こどもの国

こどもの国は、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、児童の健全育成に寄与することを目的に、東京都町田市と横浜市緑区にまたがる約97万平方メートルに及ぶ広大な敷地に、36年から建設が進められ、40年5月5日に開園したものである。その運営は、特殊法人「こどもの国協会」が行っており、毎年80万人を超える人々によって利用されている。

なお、地方においても、これに類似した大規模な施設の設置が計画され、既に、千葉県、鳥取県で開園しており、数多くの入園者をみているところである。

(3) 児童健全育成のための地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織活動としては、子ども会等の児童自身の集団的活動と、母親クラブ、親の会等の親による児童の育成活動がある。これらの組織は、町単位あるいはそれ以下の小地域における近隣の児童や母親等によって組織されており、子ども会は、48年3月末現在で、約15万組織、756万人の児童が参加している。また、子ども会を援助する親の組織として子ども会育成会があり、その組織数は約10万で、430万人がこれに参加している。

母親クラブ等は、児童の育成を図る近隣の母親の組織であり、児童の事故防止、優良文化財の普及活動及び家庭養育に関する研修活動を行っている。

48年3月末現在約2万の組織に約156万人が参加しており、48年度からは、これらの母親クラブの活動を更に促進するため、児童館と有機的な連携を持つなど所定の要件を具備している組織に対し、その活動費の一部について国庫補助を行っている。

その他、児童指導班や地域の青年の有志指導者の集まりで、子ども会の指導等の活動をするVYS(Voluntary Youth Socialworker)等の組織があり、多くの青年がこれに参加し活発な活動を行っている。

(4) 児童福祉文化財の推薦

中央及び都道府県の児童福祉審議会においては、児童福祉法の規定により、児童に有益な文化財の普及を図るため、出版物、映画、演劇等について、推薦又は勧告を行っている。

中央児童福祉審議会による47年度中の推薦件数は、出版物259件、映画16件、児童劇14件、放送(テレビ番組)28件となっている。

なお、34年度からは、毎年度推薦文化財の中から特に優秀と認められる作品に対し、児童福祉週間に、厚生大臣から児童福祉文化賞が贈られている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 児童の健全育成

2 要保護児童対策

要養護児童,情緒障害児及び非行児童については次のような施策を行っている。

(1) 養護を要する児童の福祉

保護者がいないか,又はいても保護者に養育させることが適当でないなどの理由によって家庭での養育ができない児童を,養護を要する児童として,乳児院,養護施設等に収容して養護するか,里親等の家庭に委託して養育保護することとなっている。

ア 乳児院及び養護施設

養護を要する児童のうち1歳未満の乳児を入所させて養育するのが乳児院であり,1歳以上の児童を入所させて養育するのが養護施設である。

48年3月1日現在,乳児院は,施設数131か所,収容定員4,321人,在籍人員3,843人となっており,養護施設は,施設数519か所,収容定員3万4,467人,在籍人員3万1,978人である。

これらの施設に入所している児童数は最近増加の傾向を示しており,特に乳児,幼児の増加が顕著である。

施設入所児童に対しては,その処遇がより適正になされるよう,児童処遇費の改善,職員の待遇等の改善,施設経営費の改善を図っており,特に48年度からは特別育成費を設けて,養護施設入所児童にも高等学校に進学するみちを開くとともに,養護施設の一つとして肢体不自由児養護施設を設け,児童処遇の適正化を図っている。

イ 里親等

家庭環境に恵まれない児童を自己の家庭に預かって,暖かい愛情となごやかな雰囲気の中かで養育するのが里親である。48年3月31日現在で,里親として登録されている者は1万2,845人で,児童を受託している里親数は3,506人,委託されている児童数は4,330人となっている。なお,義務教育を終了した児童を預って職業能力等の指導を行う保護受託者制度がある。

里親制度は,最近増加しつつある養護に欠ける児童のうちの年少児を養育する方法として有効なものであり,47年度には,テレビ等を通じて一般への周知を図るとともに,里親手当の増額,児童処遇の改善等を図り,その進展に努めている。

なお,48年度からは,更にその発展を図るべく,新たに里親促進事業を財団法人全国里親会を通じて展開することとなっている。

(2) 情緒障害児の福祉

情緒障害児とは、家庭、学校、近隣等での人間関係のゆがみによって、感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になった児童をいう。これらの児童に対しては、児童相談所等各種相談機関によって相談を受け、助言、指導を行い、その治療を図るとともに、必要に応じて、情緒障害児短期治療施設に収容して治療することによって、その福祉を図っている。

情緒障害児短期治療施設は、おおむね12歳未満の児童を収容して、医学的、心理学的治療を行う施設であって、48年3月1日現在、施設数7か所、収容定員335人、在籍人員215人となっている。

(3) 非行児童の福祉

最近における少年非行の動向をみると、量的には減少の傾向を示しているが、非行の低年齢化が進行しており、少年非行の大多数を占める窃盗に遊び的要素が濃厚となり、非行の質的变化が顕著になっている。

これらの非行少年のうち、14歳未満の者の全部と、14歳以上の者の一部については、児童福祉法上の措置がとられることとなっているが、その措置は、次のようなものである。

ア 児童又は保護者に対する訓戒、誓約

イ 児童福祉司、社会福祉主事、児童委員等による指導

ウ 教護院等の児童福祉施設に入所又は里親等に委託して保護、指導

エ 家庭裁判所への送致

これらの措置のうちどの措置をとるかは、児童相談所の調査、診断、判定に基づき、都道府県知事(児童相談所長)が決定することとなっている。

47年度中に児童相談所において処理した非行児童に関する相談件数は、2万8,751件であり、このうち訓戒、誓約が29.2%、児童福祉司等の指導が15.8%、教護院等入所が7.3%、家庭裁判所への送致が0.6%となっている。

教護院は、非行児童を入所させて、児童と起居を共にしながらの生活指導と、学校教育法に基づく学習指導要領に準じて行われている学科指導、義務教育を終了した児童に対しては、その児童の性格及び能力に応じて行われている職業指導を通じて、その児童の性質を改善し、社会の健全な一員となるよう運営されている。

48年3月1日現在、施設数は58か所(国立2、公立54、私立2)、収容定員5,458人(国立250人、公立5,051人、私立157人)となっており、在籍人員は、国立を除いて3,634人となっている。

教護院の入所児童の傾向をみると、窃盗を理由に入所している児童は減少し、情緒障害を起因とする問題行動、性的非行等により入所する児童が増加し、知能の低い児童は減少し、普通家庭の児童が増加する傾向を示している。

このようなことから、教護院における指導内容中特に学科指導の充実強化を図るべく、47年度から、学科指導員を配置するとともに、教育用具を整備することとした。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

1 保育所の現状

児童福祉法施行当時の23年3月には、保育所は1,476か所、入所児童数は13万5・503人にすぎなかったが、48年4月1日現在では1万6,140か所となり、定員も144万9,019人となっている。この著しい伸長の背景には、戦後における児童福祉法、児童憲章及び児童権利宣言の精神による児童観の発展、著しい社会構造の変革、急速な経済成長等があるとみられる。

すなわち、近年そして今後更に進行することが予測される人口の都市集中(農山村における過疎化)、家族構造の変化(世帯人員の減少)という相乗関係をもつ経済、社会の構造的変化とともに、婦人(特に既婚婦人)の職場進出は年々増加している。第4-1-1表に示すとおり、46年の女子就業者は1,981万人で、このうち非農林業女子雇用者は、1,109万人で、更にこのうち有配偶の者、いわゆる共稼ぎ妻の数は479万人(43・2%)であったが、47年には、女子就業者は1,956万人で、このうち非農林業女子雇用者は1,113万人に増え、共稼ぎ妻の数は513万人(46.1%)と増加しており、35年における169万人に比べると、この12年間に約3倍の増加である。今後とも、労働力不足、婦人の社会参加意欲の増大等この傾向は更に続くものと思われる。一方、看護婦、電話交換手等通常の勤務時間、勤務形態によらないものなどにも対応できるように、保育時間の延長あるいは事業所(企業)内における保育等、保育の態様にも多様化が求められている状況にあるので、保育需要はその内容を多様化しつつ、ますます増大するものと思われる。

第4-1-1表 女子就業者数の状況

		就業者数 (全産業)	非 農 林 業		
			雇用者総数	有配偶者	その他
実数 (万人)	43年	1,980	1,019	398	621
	44	1,986	1,038	417	621
	45	2,003	1,086	450	636
	46	1,981	1,109	479	630
	47	1,956	1,113	513	600
構成割合 (%)	43年	(指数)100.0	100.0	39.1	60.9
	44	100.3	100.0	40.2	59.8
	45	101.2	100.0	41.4	58.6
	46	100.1	100.0	43.2	56.8
	47	98.8	100.0	46.1	53.9

資料：総理府「国勢調査」(35年)「労働力調査」(40~47年)

厚生白書(昭和48年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

2 保育所の整備

保育所の整備については、42年度から年次計画をもって増設整備を行ってきたが、更に要保育児童の実態等を考慮して、46年度から「保育所緊急整備計画」を策定して、積極的に保育所の整備を進めている。47年度の整備については、37億5,000万円、704か所(46年度16億9,000万円、543か所)の国庫補助を行うとともに、国民年金特別融資として57億5,300万円、663件(46年度55億7,970万円、615件)の融資を行って、その整備を進めた。このほかに、地方公共団体、社会福祉事業振興会、日本自転車振興会等から、保育所の整備について従前以上に融資又は補助が行われた。

48年度においても、前年度に引き続き年次計画に基づき国庫補助を行うとともに、創設、改築等1か所当たりの国庫補助額を大幅に引き上げ、超過負担の解消を図ることとしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

3 保育所の運営費の改善

保育所の運営費には、職員給与費、その他の事務費、児童処遇費等保育所の運営に要する費用が積算されているが、特に3歳未満児、3歳児、4歳以上と年齢区分に応じてそれぞれの保育単価が設けられ、適切な保育が実施されるよう配慮されている。

48年度における保育所措置費の国の予算額は約813億円(47年度約659億円)が計上されているが、48年度におけるその主な改善内容は、非常勤保母等の増員、給食費、保育費の改善、民間施設給与等改善財源の増額等を図るとともに、乳児保育及び小規模保育所の増加のほか、保護者負担の軽減を図るため、徴収金基準額表を改正し、入所費用を全額負担しなければならないとされる階層を縮小するとともに、第2子以降の児童にかかる徴収金半減の適用階層を拡大する等の改善を行ったことである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

4 特別保育対策

保育所の補完的役割を果たすものとして、特別保育事業が実施されており、48年度においては、へき地保育所2,388か所、季節保育所3,000か所が開設される予定であり、国の予算は9億7,114万円(47年度8億5,182万円)が計上されている。

また、46年度から事業所内保育施設を運営する事業主に対し、児童福祉の観点から、各都道府県知事が、これらの施設の実態のは握、施設の運営指導、研修会への参加等について必要な指導等を行っているところであるが、今後とも指導等を強化し、児童福祉の充実を図ることとしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

5 保母の養成と確保

保育所及びその他の児童福祉施設の増設に伴って、資質の高い保母が多数必要である。現在保母資格を取得できるのは、(1)厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者、(2)保母試験に合格した者となっているが、現実には保育所に勤務している保母の数は、47年10月1日現在、9万1,238人で、そのうち資格のない者が9.8%いる。このような無資格の保母が全体に占める割合は漸次低下しているが、専門職化をめざす保母について、より高度な理論と能力が必要とされる今日、このような無資格保母の解消は、早急に行われなければならない課題の一つである。このため、保母養成施設の増設、定員増、あるいは資格を持ちながら就業していない潜在保母の活用等、計画的に保母を養成確保していかなければならない。また、保育所本来の機能、目的を十分ふまえながらも、近年における幼児教育の普及充実への社会的要請に対応して、保育所における幼児教育の充実を図る必要があるので、保母試験の内容と方法を改善するとともに、現在の保母の資質を向上させるために、研修等を十分行う必要がある。また同時に、優秀な保母を確保するためには、資格に合った勤務上の諸条件を充実していくことが必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

6 保育対策の課題

第1は、保育所の整備の問題である。これには、要保育児童の実態に即した増設整備を図ることと、これを円滑、迅速に推進するための財政措置が図られなければならない。42年度に行った要保育児童の実態調査に基づき、今後の婦人労働等による増加を勘案して推定すると、50年には保育所へ入所させる必要のある児童は162万5,000人になるものと見込まれる。

第2は、保育所の適正配置問題である。保育所の普及率(学齢前児童数に対する既設保育所の定員の割合)を各都道府県別にみると極めてアンバランスであり、また、全国約3,300市町村のうち約240町村が、保育所(へき地保育所を含む。)未設置の状況にある。

第3は、保育需要の多様化の問題である。近年、婦人労働の就労態様の多様化に伴い、保育需要も多様化する傾向にあり、保育時間の延長、乳児保育、軽度の障害児の保育等が大きな問題となっている。

現在、保育時間については8時間が原則となっているが、保育時間が長時間にわたる場合は児童の心身発達上好ましくない影響を及ぼし、欲求不満、情緒不安定等の心理的問題徴候が多くみられ、また集中力、持久力等の機能低下がみられるという報告も行われているので、保育時間を延長する場合には、これらのマイナス面を最少限度にとどめるとともに、保母等職員の勤務が過重にならないよう配慮しなければならない。保護者の勤務時間及び通勤時間の実態から考察すれば、以上の観点から今後十分検討する必要があると思われる。

障害児の療育指導は、現在、心身障害児通園事業等により行われているが、軽度の障害児については、一般児童とともに保育を行うことが児童の成長に望ましい場合もあるので、今後保育所においても軽度の障害児の保育を行うべきかどうかについて検討していく必要がある。

また、乳児保育については、これを保育所で行う場合には、施設面の配慮、医師、看護婦の配置等のほか、乳児の安全対策上の問題もあり、更に児童の人格形成の上からみた場合、最も重要な時期であり、この時期の保育は最良の保育者である母親によって行われることが望ましいと一般に考えられていることを十分考慮して、育児休暇制度等の普及を図るほか、児童手当制度等関連諸制度の充実を図ることが必要である。このような観点から、保育所における乳児保育は真に必要なものに対して適正に実施すべきである。

更に、夜間勤務を要する看護婦電話交換手等の保育、母親の病気、出産等夜間における緊急事態の保育等についても検討する必要がある。

第4は、無認可保育所の問題である。現実の保育所不足を背景として、無認可保育所が多数存在しているが、厚生省が44年に行った無認可保育所実態調査によれば、設備が不十分であったり、保育者の資質が十分でないものが数多くみうけられる。したがって、認可保育所を早急に整備するとともに、今後ともこれらの無認可保育所に対しては、認可保育所となるように指導を行い、また、これを容易ならしめるための仕組みを整えて積極的にその解消に努めていく必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

1 母子家庭の現状

44年10月現在で厚生省が行った全国家庭児童調査によると、18歳未満の子供がいる母子家庭は、全国に約35万2,000世帯と推計されている。

母子家庭となった原因についてみると、生別26%、死別61%になっている。母子世帯における母の就業率は86.7%で、一般世帯の47.8%と比較して非常に高いが、生活保護受給率は12.3%、所得税課税率は25.8%となっており、一般世帯の生活保護受給率1.0%、所得税課税率61.2%と比較すると、母子家庭の所得水準はかなり低いことが明らかである。

このことは、母子世帯が経済的に多くのハンディキャップを負っていることを示している。また社会の変動に即応することの困難な母子世帯も少なくない。

したがって、母子家庭対策としては、母子福祉法による母子福祉資金の貸付けなどの経済的自立対策を図るほか、母子相談員による母子家庭相談、母子福祉センターを中心とした生活指導や生業指導、更に職場の開拓や住宅の確保等の拡充のほか、生活保護、母子年金、母子福祉年金、遺族年金、児童扶養手当等の生活援護の強化等関連諸制度とあいまって、母子家庭の福祉の増進を図っていく必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

2 母子福祉資金の貸付け

28年度から実施されている母子福祉資金の貸付制度により,46年度末までに延べ約107万人に対し約323億円が貸し付けられている。その財源は,都道府県の一般会計からの繰入金と,その額の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を原資とし,これに貸付金の償還金を加えたものである。47年度までに蓄積された原資が,国費約88億円,都道府県費約51億円,合わせて約139億円である。その制度のあらまは第4-1-2表のとおりである。

第4-1-2表 母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金一覧

第4-1-2表 母子福祉貸付金及び

	貸付対象	貸付金の限度額	
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人	50万円
		団体	150万円
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人	25万円
		団体	50万円
修学資金	母子家庭の児童	高校月額	3,000円 (特別 4,000円)
	父母のいない児童	大学, 高専月額	8,000円 (特別 1万1,000円)
技能習得資金	母子家庭の母	月額	3,000円
修業資金	母子家庭の児童, 父母のいない児童	月額	3,000円
就職支度資金	母子家庭の母又は児童, 父母のいない児童		3万円
療養資金	母子家庭の母又は児童		10万円 (特別 15万円)
生活資金	母子家庭の母	月額	1万1,000円
住宅資金	母子家庭の母		30万円
転宅資金	母子家庭の母		2万5,000円
就学支度資金	父母のいない児童, 母子家庭の児童		3万円

結婚資金	20歳以上の子を扶養してる寡婦	5万円
------	-----------------	-----

厚生省児童家庭局調べ

寡婦福祉貸付金一覧

(48年6月現在)

据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率
貸付けの日から1年間	6年以内	個人 年3% 団体 年5%
貸付けの日から6か月間	3年以内	"
卒業後6か月間	20年以内	無利子
知識技能修得期間満了後6か月間	10年以内	年3%
"	5年以内	年3% (厚生大臣が定めるものは無利子)
貸付けの日から1年間	"	年3%
医療を受ける期間満了後6か月間	"	"
技能修得資金若しくは療養資金の据置期間と同じ。	技能習得資金と合わせ貸付けを受けた場合10年以内 療養資金と合わせ貸付けを受けた場合5年以内	"
貸付けの日から6か月間	6年以内	"
"	3年以内	"
修学後又は修業後6か月間	修学のための貸付け20年以内、修業のための貸付け5年以内	無利子
貸付けの日から6か月間	5年以内	年3%

48年度における改善内容は、次のとおりである。母子家庭の母に対する事業開始資金及び事業継続資金の貸付金額の限度を、それぞれ40万円から50万円、20万円から25万円に引き上げ、転宅資金の貸付金額の限度を1万8,000円から2万5,000円に引き上げた。また、就学支度資金の貸付対象として、厚生大臣が定める修業施設に入所する者に係る費用についても認めることとした。

今後も、経済事情に即応して貸付金が十分に活用されるよう内容の充実を図っていく必要がある。

なお、28年の制度発足以来46年度までの各資金の種類別貸付金額は第4-1-3表のとおりであって、修学資金が全体の38.18%、事業開始資金22.35%、事業継続資金16.17%の割合を占めているが、最近の傾向としては、住宅資金の伸びが著しくて17.64%である。また、償還状況についても、償還率が28年度において81.5%であったものが、46年度には96.3%に上昇している。

第4-1-3表 母子福祉貸付金の種類別貸付状況

第4-1-3表 母子福祉貸付金の種類別貸付状況

(単位：1,000円、%)

	28 ~ 46 年 度 累 計	
	金 額	構 成 比
総 額	32,304,757	100.00
事業開始資金	7,218,814	22.35
事業継続資金	5,223,315	16.17
修学資金	12,338,318	38.18
技能習得資金	45,147	0.14
修業資金	400,328	1.24
就職支度資金	596,779	1.85
療養資金	35,191	0.11
生活資金	37,717	0.12
住宅資金	5,698,515	17.64
転宅資金	9,340	0.03
就学支度資金	701,293	2.17

厚生省児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

3 寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭に対する福祉対策は母子福祉法を中心として実施されてきたが、配偶者のない女子でその扶養する子が20歳に達した場合及び配偶者と離・死別した女子であって扶養する子のない場合は、同法の対象外となっていた。しかし、これらの寡婦は、子が成人したからといって、それが直ちにその家庭の経済的、社会的自立を意味するものではない。むしろ核家族化の進行や経済成長のひずみのなかで、寡婦家庭の自立は一層困難となっている。加えて、交通事故や災害により一瞬に寡婦となる者があとを絶たない状況にある。このように社会的、経済的に不安定な状態に追いこまれることが予測され、早急に福祉の措置の必要性が要請されてきた。

このような背景のもとに、44年度から寡婦福祉資金貸付制度を創設し、寡婦の福祉を図っているところである。この制度の内容は、母子福祉資金と同じ11種類の資金に、結婚資金(限度額5万円、償還期限5年)を加えた12種類であるが、結婚資金を除く11種類の貸付限度額、償還期限等は、母子福祉資金と同様である。また、47年度までの原資の状況は、国の補助額18億7,000万円、都道府県繰入額9億4,000万円、合わせて28億1,000万円である。なお、44年度の制度発足から46年度までの各資金の種類別貸付金額は、第4-1-4表のとおりで、住宅資金の割合が52.12%を占めている。

第4-1-4表 寡婦福祉貸付金の種類別貸付状況

第4-1-4表 寡婦福祉貸付金の種類別貸付状況

(単位：1,000円、%)

	44 ~ 46 年度 累計	
	金額	構成比
総額	1,902,581	100.00
事業開始資金	342,007	17.97
事業継続資金	373,318	19.62
修学資金	74,139	3.90
技能修得資金	141	0.01
修業資金	3,592	0.19
就職支度資金	883	0.05
療養資金	7,797	0.41
生活資金	765	0.04
住宅資金	991,700	52.12
転宅資金	177	0.01
就学支度資金	4,945	0.26
結婚資金	103,117	5.42

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

4 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童(いわゆる生別母子家庭の児童等)の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母又は養育者に対して支給されている。

手当の月額、制度発足以来母子福祉年金にあわせて改善され、48年10月分からは、児童1人の場合、月額4,300円から6,500円に引き上げられた。

また、児童扶養手当の受給者の配偶者又は扶養義務者の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合に年収250万円から600万円に、受給者本人の所得による支給制限の限度額を、扶養親族等5人の場合に209万円から234万5,474円に、それぞれ引き上げた(48年5月から)。

更に、48年10月からは、受給者である母又は養育者が障害福祉年金又は老齢福祉年金を受けられる場合にも児童扶養手当を支給することとして、支給対象者の福祉を増進している。

48年3月末日現在の児童扶養手当の受給世帯数及び受給対象児童数は、それぞれ18万1,187世帯、24万2,587人である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

5 母子家庭の相談事業

母子家庭に対する相談機関として母子相談員が福祉事務所に配置されており、その数は、47年3月末現在986人である。母子相談員による相談、指導の内容は生活全般にわたるが、主なものは、就職、子どもの教育、母子・寡婦福祉資金の貸付けに関する事などである。46年度に取り扱った件数は約32万件で、そのうち解決をみたものは約30万件となっている。

このように第一線で直接母子家庭の福祉の増進に携わっている母子相談員の責務は極めて重く、しかも、近年の複雑な社会環境に伴って、広はんで豊富な知識、経験が要求されてきている。このため、母子相談員の資質の向上、待遇の改善について、更に強化する必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

6 母子福祉施設

母子福祉施設としては、児童福祉法による母子寮と母子福祉法による母子福祉センター及び母子休養ホームがある。

母子寮は、母子を入所させて保護が図られる施設である。48年3月現在で484か所設置され、約6,600世帯が入寮しているが、今後の課題としては、母子家庭の生活向上のため、十分その役割が果たされるよう、施設の改築及び適正配置とともに、時代に対応した施設の整備を図っていく必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

7 その他の福祉対策

母子家庭の福祉対策については、以上述べた施策のほかに、次に述べるような種々の施策をもって福祉の増進を図っている。

- (1) 母子家庭の母及び児童の雇用対策としては、母子相談員、福祉事務所、公共職業安定所等が相互に協力しあって、その促進が図られている。また、公共的施設内における売店等の設置許可の推進、たばこ小売人の優先指定等が、母子家庭の自立促進対策の一環として行われている。
 - (2) 住宅については、地方公共団体において公営住宅の母子家庭向きとして毎年1,600戸程度が建設されており、46年度末までに約1万6,000戸が建設されている。
 - (3) 死別母子世帯については、国民年金法による母子年金若しくは母子福祉年金又は厚生年金保険法による遺族年金が支給されているが、所得が一定水準以下の生別母子世帯等については、前述のように児童扶養手当が支給されている。
 - (4) 課税の特例としては、所得税法及び地方税法によって、寡婦控除や非課税が認められている。そのほか、母子福祉法による母子福祉団体が一定の事業を行って得た事業収入については、法人税の課税対象外とするなどの優遇措置が認められている。
 - (5) 母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図る技能講習会については、47年度から、家庭奉仕員及び保育所等の給食調理員等の職種に必要な知識技能を習得させるための講習会を実施して成果をあげているが、更に、48年度から、交通事故の補償問題事業経営の問題等の法律問題又は経営問題等について、専門家による特別相談事業を実施し、母子家庭等の自立の促進を図っている。今後の課題としては、講習種目の増加を図ることが必要である。
-

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第6節 児童福祉施設の整備と運営

1 児童福祉施設

(1) 児童福祉施設の現状

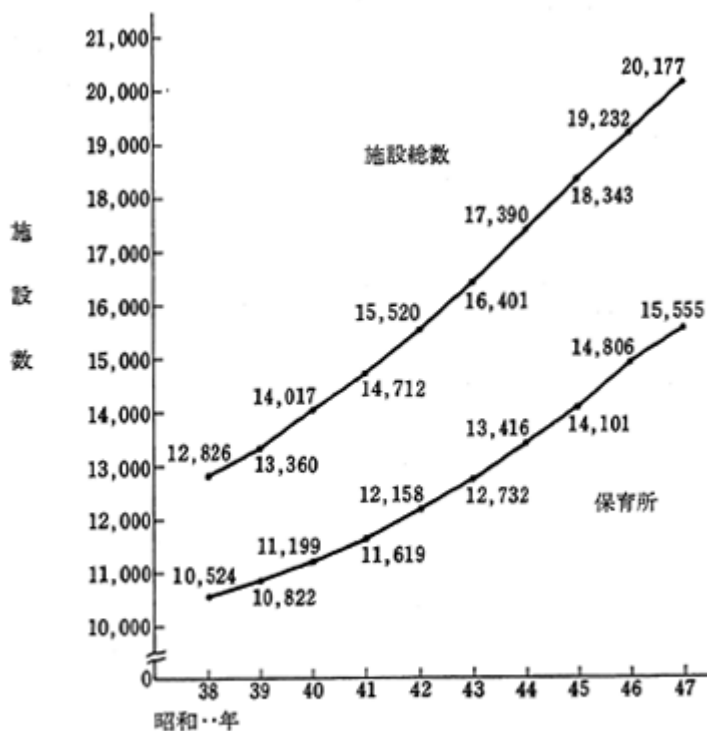
児童福祉施設は、児童福祉対策推進の支柱として極めて重要な役割を果たしている。児童福祉施設には、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等心身障害児のための施設、保育に欠ける乳児又は幼児のための保育所、養護児童のための乳児院、養護施設、妊産婦のための助産施設、母子家庭のための母子寮、その他児童の健全育成のための児童厚生施設がある。

児童福祉施設は、第4-1-2図のように、全体として逐年着実な増加をみせており、47年は前年に比して945施設増加している。この増加した施設のうち保育所の占める割合は極めて大きく79.3%となっており、総数では、47年10月1日現在の施設総数2万177か所(児童遊園を除く。)のうち保育所が1万5,555か所で、全体の77.1%を占めている。

第4-1-2図 児童福祉施設の推移

第4-1-2図 児童福祉施設の推移

(38~46年:12月末現在)
(47年:10月1日現在)



資料:厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 児童遊園を除く。

保育所以外では特に著しく増加しているものはないが、児童館、児童遊園はかなりの増加を示している。

このほか、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設は多少の増加をみせているが、乳児院、養護施設等の施設はおおむね横ばいの状態である。

公私立の割合をみると、逐年公立の割合が増加しているが、47年10月1日現在では公立が65.6%となっている。

次に施設の収容定員及び在所人員の状況を見ると、47年10月1日現在で第4-1-5表のとおりであり、施設数の傾向に対応した動きをみせている。

第4-1-5表 児童福祉施設数、収容定員及び在所人員

第4-1-5表 児童福祉施設数、収容定員及び在所人員

(47年10月1日現在)

(単位:か所,人)

	施設数	収容定員	在所人員
助産施設	1,040	8,149	—
乳児院	131	4,260	3,643
母子寮	490	9,308	18,006
保育所	15,555	1,367,822	1,303,219
養護施設	520	34,628	30,950
精神薄弱児施設	337	25,861	23,075
精神薄弱児通園施設	122	4,930	3,972
盲児施設	32	1,842	1,442
ろうあ児施設	34	2,457	1,770
虚弱児施設	33	2,050	1,810
肢体不自由児施設	75	9,375	8,220
肢体不自由児通園施設	22	910	588
重症心身障害児施設	28	3,491	3,132
情緒障害児短期治療施設	7	350	195
教護院	58	5,481	3,506
児童館	1,693	—	—
児童遊園	2,613	—	—

資料:厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 国立施設は除く。
2. 母子寮の収容定員は世帯数を計上している。

以上のような傾向からうかがわれるように、児童福祉施設のなかでも養護施設、母子寮といった施設は今後増加する要因が認められず、転換期にあるといえよう。一方、次代を担う児童を健全に育成することがますます重要になってくることに伴い、児童の健全な遊び場としての児童館、児童遊園等の増設や、勤労婦人の増加に伴う要保育児童の増加に対処するために、保育所の増設が必要となっている。

更に、重度の心身障害児・者のための施設の整備も近年急速に進められているが、まだ絶対数が不足している現状から、なお一層の整備を図る必要がある。

(2) 児童福祉施設の整備

児童福祉施設は、前記(1)で述べたとおり、逐年その整備が進められているが、要収容者に比しなお相当数の施設が不足している実態にかんがみ、重度心身障害児・者施設等緊急収容施設及び保育所の整備を主体とした緊急整備5か年計画を策定し、施設の重点的かつ計画的な整備を実施しており、全体としてはほぼ計画どおりの進ちょく状況を示している。

なお、児童福祉法上の施設ではないが、自閉症状を呈するいわゆる自閉症児に対する施設対策として、東京、大阪、三重の3か所に自閉症児施設が設置されている。また、46年度から、精神薄弱児・者施設等を退所し、事業所等に雇用されている精神薄弱者の円滑な社会復帰を図るための精神薄弱者通勤寮が設置され、現在全国で14か所が運営されている。

このような児童福祉施設の整備は、都道府県、市町村のほか、社会福祉法人等民間団体によって行われているが、国、地方公共団体等によって多くの公的資金が投入されている。

すなわち、国庫補助金としては社会福祉施設等施設整備費補助金があつて、46年度87億円、47年度142億円が計上されており、このうち児童福祉施設分として46年度38億円、47年度64億円が投入された。

また、公立施設においては、特別地方債の起債が行われており、民間施設については、日本自転車振興会、日本船舶振興会、共同募金会等のいわゆる民間補助金による補助が行われているほか、自己資金の調達については、社会福祉事業振興会等の融資が行われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第6節 児童福祉施設の整備と運営

2 児童福祉施設等運営費の改善

児童福祉施設等の運営に要する費用(措置費)は、施設の種類に応じて、都道府県又は市町村が支弁することとなっているが、これに対して国庫はその10分の8(精神薄弱者の職親委託の措置費は10分の5)の負担を行っている。

児童福祉施設等の運営費については、毎年度改善措置がとられているが、48年度における改善の概要は、次のとおりである。

(1) 施設従事職員の処遇改善

施設に従事する職員の勤務条件の改善を図るため、各施設に非常勤保母等の増員を行うとともに、小規模施設における夜間勤務の改善を図るため、定員50人以下の収容施設に非常勤職員の増員を行った。

また職員の給与改善については、国家公務員に準じた給与の引き上げを実施したほか、特に民間施設については、47年度に引き続き、48年度においても民間施設給与等改善財源の増額を図ることとした。

(2) 入所児童等の処遇改善

施設入所児童等の処遇についても毎年度その改善に努めているところであるが、48年度においては、飲食物費、日常生活諸費、日用品費、教育費、学校給食費等の引き上げを行うとともに、精神薄弱児等の重度児に対する重度加算費の支給対象児童の対象枠を大幅に拡大した。

また、養護施設等の高校進学児童に対して新たに特別育成費の新設を図るとともに、精神薄弱者援護施設の入所者について医療費及び葬祭費の新設を行い、その処遇の改善を図ることとした。

(3) その他の改善

保育所の乳児保育の対象人員数を増員するとともに、小規模保育所の適用対象か所数の拡大を行うこととした。

また、庁費、旅費等の引き上げを行い、施設管理費の改善を図った。

このほか、保護者負担の軽減を図るため、保育所については、第2子以降児の徴収金半減適用階層の拡大を行うとともに、保育所、収容施設等の徴収金基準額表を改正し、費用を全額負担しなければならないとされる階層を大幅に縮小した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

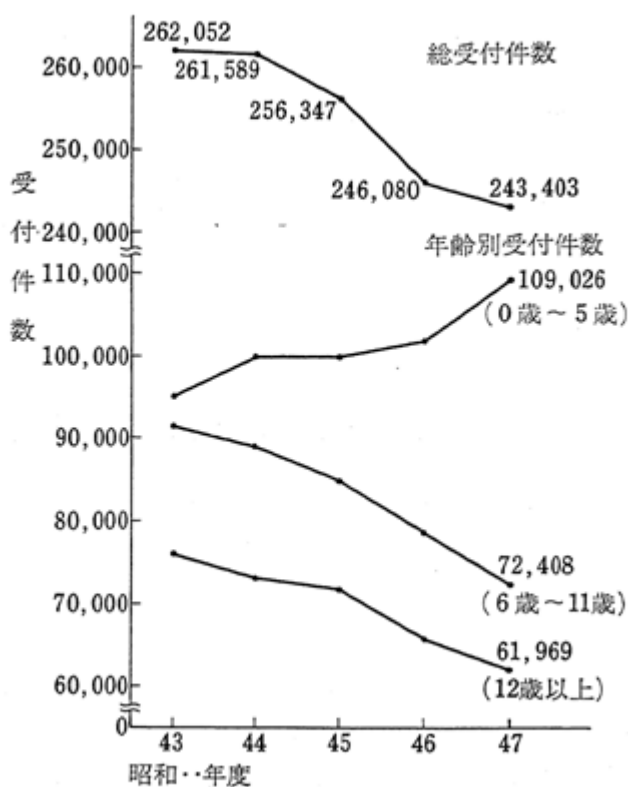
1 児童相談所の活動状況

児童相談所は、児童の福祉に関する第一線の行政機関として、各都道府県、指定都市に設置されている。48年5月現在、その設置数は全国で148か所を数え、職員数も全国で3,500名を超えるに至り、ここ数年着実な増員がみられる。

児童相談所においては児童のあらゆる問題について相談を受けている。その相談件数は年間約25万件前後であるが、ここ数年、年少幼児に関する相談が増加する傾向にある一方、学齡児、高齡児の相談の減少傾向が著しい(第4-1-3図参照)。年少幼児に関する相談のなかで特に著しい伸びを示しているのが3歳児の相談である。これは保健所で実施している3歳児一斉健康診査において精神発達面で精密検診を必要とされた児童に対し、児童相談所が積極的に判定や指導を進める体制が、3歳児精神発達精密検診事業として強化されてきたことが主因となっている。受付経路をみても、保健所からの相談は総受付件数の約13%と5年前の約3倍の増加となっている(第4-1-6表参照)。

第4-1-3図 児童相談所における総受付件数及び年齢別受付件数の年度別推移

第4-1-3図 児童相談所における総受付件数及び年齢別受付件数の年度別推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

第4-1-6表 児童相談所における経路別受付件数,構成割合及び指数(43年度100対)の年度別推移

第4-1-6表 児童相談所における経路別受付件数,

		総 数	福祉事務所から	保 健 所 から	児 童 福 祉 施 設 か ら
43年度	件 数	261,966	16,684	11,425	28,894
	構成割合	(100.0)%	(6.4)	(4.4)	(11.0)
	指 数	100	100	100	100
44	件 数	261,581	18,447	18,793	28,827
	構成割合	(100.0)	(7.1)	(7.2)	(11.0)
	指 数	100	111	154	100
45	件 数	255,571	20,201	25,265	36,358
	構成割合	(100.0)	(7.9)	(9.9)	(13.8)
	指 数	98	121	221	126
46	件 数	246,101	19,826	27,958	35,281
	構成割合	(100.0)	(8.0)	(11.3)	(14.3)
	指 数	94	119	245	122
47	件 数	243,467	20,328	30,779	32,533
	構成割合	(100.0)	(8.3)	(12.6)	(13.4)
	指 数	93	122	268	113

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

(注) 「巡回相談によるもの」は45年度以降再掲である。

構成割合及び指数(43年度100対)の年度別推移

警察関係から	学 校 か ら	家族, 親せきか ら	そ の 他 か ら	巡回相談に よ る も の
25,411 (9.7) 100	23,358 (8.9) 100	73,618 (28.2) 100	28,492 (10.7) 100	54,084 (20.7) 100
25,115 (9.6) 99	19,201 (7.3) 82	69,139 (26.5) 94	31,030 (11.8) 109	51,029 (19.5) 95
25,415 (10.0) 100	25,682 (10.0) 110	89,626 (35.5) 122	33,024 (12.9) 116	47,624 (18.7) 88
23,898 (9.8) 94	24,960 (10.1) 107	83,978 (34.1) 114	30,200 (12.4) 106	45,855 (18.6) 85
23,778 (9.8) 93	21,143 (8.8) 91	84,083 (34.6) 114	30,823 (12.5) 108	51,385 (21.1) 95

児童相談所で受け付ける相談の内容は,主として次のようなものである(第4-1-7表参照)。

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付件数,構成割合及び指数(43年度100対)の年度別推移

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付件数

		総 数	養 護 相 談	心 身 障 害 相 談	
				肢体不自由, 視 聴言語障害	精神薄弱, 重 症心身障害等
43年度	件 数	262,052	30,437	26,639	48,161
	構成割合 (100.0)%		(11.6)	(10.1)	(18.4)
	指 数	100	100	100	100
44	件 数	261,589	31,735	27,168	49,503
	構成割合 (100.0)		(12.1)	(10.4)	(18.9)
	指 数	100	104	102	103
45	件 数	256,347	32,059	27,519	50,277
	構成割合 (100.0)		(12.5)	(10.8)	(19.5)
	指 数	98	105	103	104
46	件 数	246,080	32,344	28,563	46,939
	構成割合 (100.0)		(13.2)	(11.7)	(19.0)
	指 数	94	106	107	97
47	件 数	243,403	33,829	31,124	49,457
	構成割合 (100.0)		(13.9)	(12.8)	(20.4)
	指 数	93	111	117	103

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

(注) 「精神薄弱・重症心身障害等」には、46年度以降自閉症相談を含む。

構成割合及び指数(43年度100対)の年度別推移

教 養	非 行 関 係 相 談 触 法 行 為 等	健 全 育 成 相 談		そ の 他 の 相 談
		し っ け 性 向	適 性 長 欠 不 就 学	
14,681 (5.6) 100	18,312 (7.0) 100	45,177 (17.2) 100	53,384 (20.4) 100	25,261 (9.7) 100
14,041 (5.4) 96	19,445 (7.5) 106	46,748 (17.8) 103	46,464 (17.8) 87	26,485 (10.1) 105
13,399 (5.2) 91	20,378 (7.9) 111	46,694 (18.2) 103	41,775 (16.3) 78	24,246 (9.6) 96
12,147 (5.0) 83	19,111 (7.8) 104	46,147 (18.8) 102	38,431 (15.7) 72	22,398 (8.8) 89
11,336 (4.7) 77	18,675 (7.7) 102	50,798 (21.0) 113	32,593 (13.4) 61	15,591 (6.3) 62

- (1) 健全育成相談--しつけ,適性,性向,長欠不就学,教育,その他育成上の諸問題に関する相談
- (2) 心身障害相談--精神薄弱,肢体不自由,重症心身障害,視聴言語障害,自閉症等の障害のある児童に関する相談
- (3) 養護相談--保護者の病気,家出等のため保護に欠けている児童,被虐待児,迷子等の養育環境上問題のある児童に関する相談
- (4) 非行関係相談--窃盗,傷害,放火等の触法行為等があった児童,浮浪,乱暴等の問題行為のみられる教養児童に関する相談

このうち,例年健全育成相談が全体の3分の1を占めているが,子供のしつけ上の問題や親子関係に関する問

題及び行動や性格上複雑な問題をもつ児童の相談が増加しており、進学、就職に関する検査等を主とする適性相談は逐年減少している。これは教育相談所等他の相談機関で処理される傾向が強くなっているからである。

また心身障害関係の相談をみると、年々その件数が増加しており、健全育成相談と同様に全体の3分の1に迫りつつある。この傾向には、心身障害児に対する施設の増強、在宅指導の強化等障害児対策の強力な推進が反映されている。

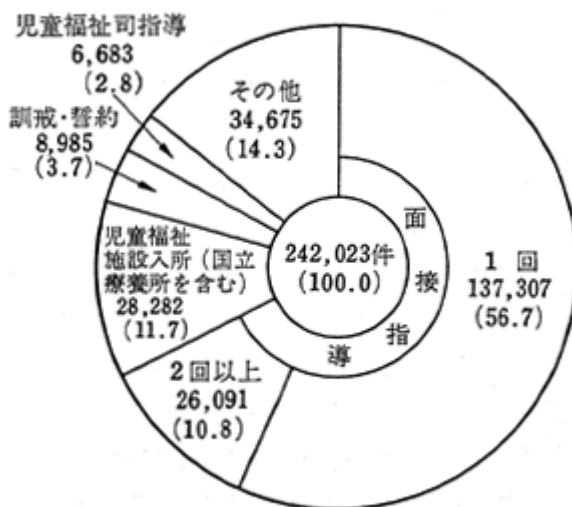
次に、非行関係の相談は30年代の後半から急速に減少の一途をたどり、44年度前後において再び若干ではあるが増加の兆しがみられた触法行為等相談においても、教護相談と同様減少傾向が明りようになってきている。

児童相談所で取り扱う相談のなかで特に社会的う勢を反映している養護相談についてみると、核家族化、都市化の影響のなかで、親の病気入院、家出、失そう、離婚等による養護上の問題が増加している。

児童相談所において相談を受け付けた個々のケースについては、社会学、福祉学、臨床心理学、児童精神医学、小児医学等を背景として専門的な調査や判定が進められ、それに基づき具体的な処理方針が決定される(第4-1-4図参照)。全体の処理件数の約3分の2が面接指導であり、助言や簡単な指導(面接指導1回)のほか、カウンセリングや遊戯治療等の継続通所指導(面接指導2回以上継続)も逐年重視されつつあり、特に48年度からは、前述の3歳児精神発達精密検診の結果特に専門的指導を要する児童に対する事後指導の事業が全国的に進められることとなった。

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数

第4-1-4図 児童相談所における処理方法別処理件数



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

児童福祉施設への入所措置は、例年全体の約1割強である。養護児童の入所が増加し、全体の46%を占めているが、特に幼児の増加が特徴的である。このほか精神薄弱児施設等の心身障害児施設への入所も約4割を数えている。

なお児童相談所の重要な業務である一時保護の方法には、児童相談所に附設されている一時保護所への入所及び他の機関等への委託があるが、例年総受付件数の10%強の児童を一時保護しており、緊急保護、行動観察並びに短期の生活環境治療的な機能を果たしている。

厚生白書(昭和48年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第7節 児童相談所及び家庭児童相談室

2 家庭児童相談室

児童を健全に育成するためには、先に述べたように地域社会が果たす役割も重要であるが、それにもまして、児童の基本的生活の場である家庭が果たしている役割は非常に大きなものである。

家庭における児童の養育は、近年における核家族化の進展、共稼ぎ等による家庭の機能の変化、親の養育意識の変容等により、家庭養育の面における種々複雑な問題が発生している。

このため、児童問題をその背後にある家庭と密着して考えていこうとする立場に立って、39年度より福祉事務所に家庭児童相談室を設け、家庭に対する相談、指導援助を積極的に実施しているところである。

家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と家庭相談員2人が配置され、専門的立場から児童の養育に関する問題等について相談に応じ、それぞれのケースに即した指導及び必要な措置を行っている。

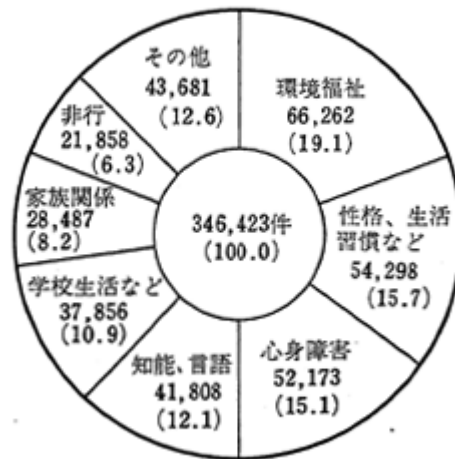
この家庭児童相談室と先の児童相談所との関係については、その取り扱うケースの難易度や措置権限、地域住民の利便度等により決められ、また、重症ケースは児童相談所、軽症ケースは家庭児童相談室というようにケース分担を行っている。

47年度中に家庭児童相談室において取り扱った件数は、第4-1-5図のとおりであり、環境福祉の問題(児童の養育に欠ける問題、不良な地域環境の問題等)や性格、生活習慣等の問題など健全育成に関する相談が多く、また、心身障害、知能、言語等の心身障害関係の相談も逐年増加している。

なお、これらの公的な相談機関の補完的役割をもつ私的な相談機関として、公益法人が経営する相談所があり、これらの活動を促進するため、39年度から運営費の一部について国庫補助を行っている。

第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数

第4-1-5図 家庭児童相談室相談指導処理件数
(47年度)



資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」